

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとして扱います。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2018年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

Part I

映画会社X社は、創立10周年を記念して、人気小説「ミイサ」（作者：丙）を原作とした実写映画の製作を企画した。映画の担当プロデューサー甲とX社の法務担当者乙が会話をしている。問1～問2に答えなさい。

問1

小説「ミイサ」の著作権については、出版社であるY社がその管理業務を委託されている。この場合の映画の製作に関して、甲が乙に質問をしている。甲と乙の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- (1) 甲 「『ミイサ』というタイトルは丙が考案したオリジナルの造語ですが、これだけでは短すぎてややインパクトに欠けるので、映画化の際には『ミイサ』に『はるかなる舞台』という副題を付けて、『ミイサーはるかなる舞台ー』にしたいと考えています。丙との関係で問題はありますか。」
- 乙 「小説『ミイサ』の著作権については、Y社が管理業務を任されているので、丙の意思がどのようなものであっても、Y社の許諾があれば問題ありません。」
- (2) 甲 「小説『ミイサ』は架空のロックバンドの成り上がりストーリーで、最後のシーンは大きな野球スタジアムで解散ライブを開催する、という設定になっています。映画化にあたり、実在する有名な野球スタジアムの名前を勝手に使用したら問題はありますか。」
- 乙 「野球スタジアムが実在しており、かつ有名なのだとすれば、その名称にはいわゆるパブリシティ権が認められる可能性があります。そのため、映画という興行において商業的に利用する際には、当該スタジアムの所有者に許可を取らないと、当該所有者のパブリシティ権侵害となってしまうおそれがあるでしょう。」
- (3) 甲 「主人公の部屋をスタジオにセットで作り、その部屋に実在するロックバンドのCDジャケットなどがデザインされたポスターを実際に飾りたいと思っています。当該ポスターについて、主人公を撮る際に背景として映ることはあると思いますが、メインで撮ることはありません。当該ポスターやCDジャケットの権利者に許諾を得ずに撮っても問題ありませんか。」
- 乙 「作り込みのセットの中で、小道具として当該ポスターを使用するかどうかは、製作者が自由に決めることができます。従って、分離困難性があるとはいえ、著作権法第30条の2第1項の『写り込み』が成立しません。よって、当該ポスターやCDジャケットの権利者に許諾を得る必要があります。」

問2

その後、完成した映画は公開されて、大ヒットとなった。この影響を受け、甲は乙に様々なトラブル対応の相談をしている。甲と乙の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 甲 「ファンサイトに、ロケ地となった地方のライブハウスで、映画の上映会が定期的に行われているという話が出ていました。どうやら上映後にライブハウスのイベント告知などもしているようですが、入場料などは全く取っていないようです。何か対策は考えられますか。」
- 乙 「入場料を取ってなければライブハウス側に利益はありません。そうすると、その上映会は、著作権法第38条第1項の制限規定が適用されるケースに該当するため、直ちに差止めなどを求めることは難しいでしょう。」
- （2） 甲 「映画には、主人公が実在する有名なビールを飲んでいるシーンがよく登場します。ビールは実際に実物を何本も買って使いました。そうしたところ、このビールメーカーから登録商標の無断使用だとしてクレームが届き、使用料の支払を求められました。対応しなければならないですか。」
- 乙 「映画の中でセリフとして使用したり、本物のパッケージをそのまま使用したりしても商標権侵害になることはありません。従って、法的な意味では対応の必要はないでしょう。」
- （3） 甲 「インターネット上のウェブサイトAを閲覧したところ、『人気映画が無料！動画はこちらから』というテキストとともに、明らかに本映画が違法にアップロードされた海賊版動画配信サイトBへのリンクが設けられていました。ウェブサイトAの管理者はリンク先の違法アップロードや違法配信に関わっていないようですが、これらが無許諾で行われていることは明らかに分かっているはずですが、このようなリンク設置行為について、告訴することはできませんか。」
- 乙 「ウェブサイトAの管理者が、肝心の違法アップロードや違法配信自体を行っていない以上、著作権侵害の主体とはいえません。そのため、残念ながら当該リンク設置行為のみをもって、犯罪が成立することはあり得ません。」

**Part II**

コンテンツプロバイダX社は、利用者が自らサーバを保有することなく、自らのウェブメディアを構築・運営し、自ら扱うコンテンツを蓄積・頒布できるツール及びサーバ機能を提供するシステムとして、「コンテンツアシスト」と称するプラットフォームを開発した。また、この「コンテンツアシスト」の利用に関する利用規約案を作成した。この利用規約案に関して、X社のサービス運用担当者甲が、法務担当者乙に相談している。問3～問5に答えなさい。

**コンテンツアシスト利用規約（案）**

**第一章 総則**

第1条 （用語の定義）

本コンテンツアシスト利用規約（以下「本規約」という）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- （1）利用契約：当社から「コンテンツアシスト」の提供を受けるために当社と締結する契約
  - （2）利用者：当社と利用契約を締結して「コンテンツアシスト」の提供を受けることができる法人又は個人
- （以下、略）

第2条 （規約の適用）

本規約は、「コンテンツアシスト」の利用契約を構成し、当社及び利用者に適用される。

- 2. 本規約の内容と、本規約外における「コンテンツアシスト」の説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとする。

第3条 （規約の変更）

当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとする。この場合、料金その他の提供条件は変更後の「利用規約」による。

- 2. 変更後の利用規約については、当社が別途定める場合を除き、「コンテンツアシスト」の管理画面に表示した時点より、効力を生じる。

**第二章 サービスの種類**

第4条 （「コンテンツアシスト」の内容） （略）

第5条 （利用可能時間） （略）

**第三章 利用契約**

第6条 （利用申込の方法）

「コンテンツアシスト」は、利用者のみが利用することができるものとする。

- 2. 「コンテンツアシスト」の利用者は、本規約を確認、同意した上で、当社所定の手続に従って利用契約の申込をするものとする。

（次ページに続く）

3. 当社と利用者との利用契約は、利用契約の申込を当社が審査の上承諾した時に成立するものとする。

第7条（利用申込の拒絶）（略）

第8条（変更の届出）（略）

第9条（連絡先担当者等の役割）（略）

第10条（ID及びパスワードの管理）（略）

第11条（権利の譲渡禁止）

利用者は、「コンテンツアシスト」の提供を受ける権利を譲渡することができないものとする。

第12条（利用契約の契約期間）（略）

#### 第四章 利用料金

第13条（利用料金体系）（略）

第14条（利用料金の計算方法）（略）

第15条（利用料金の支払）（略）

第16条（遅延損害金）

利用者が利用料金の支払を遅延した場合、その利用者は年18.25%の割合による遅延損害金を当社に支払わなければならない。

#### 第五章 利用者の注意

第17条（「コンテンツアシスト」の利用）

1.（略）

2. 利用者は、「コンテンツアシスト」を通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に何等の迷惑又は損害を与えないものとする。

3. 「コンテンツアシスト」の利用に関連して、利用者が他の利用者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は、利用者が他の利用者若しくは第三者と紛争を生じた場合、当該利用者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑又は損害を与えないものとする。

第18条（禁止事項）

利用者は、「コンテンツアシスト」の利用にあたって以下の各号に定める行為を行ってはならないものとする。

(1) 他の利用者、第三者若しくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(2) 他の利用者、第三者若しくは当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為、若しくは名誉を毀損する行為、又は毀損するおそれのある行為

(3) 他の利用者、第三者若しくは当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらを与えるおそれのある行為

(4) 「コンテンツアシスト」の運営を妨げる行為

(5) 「コンテンツアシスト」の信用を毀損する行為

(次ページに続く)

- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) ID及びパスワード等を不正に使用する行為
- (8) コンピューターウイルス等有害なプログラムを「コンテンツアシスト」を通じて又は「コンテンツアシスト」に関連して使用し、若しくは提供する行為
- (9) その他法令に反する行為

第19条（利用者への通知）（略）

第20条（設備等の準備）（略）

## 第六章 利用中止及び利用停止等

第21条（利用停止）

当社は、次の場合には、「コンテンツアシスト」の提供を一時停止することがあるものとする。

- (1) システム拡張、メンテナンス、その他システムを提供するにあたり必要な事由によりシステムやサーバ等のセンター設備の一部若しくは全部を停止させる場合
- (2) 当社の「コンテンツアシスト」用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
- (3) 当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- (4) その他、当社が「コンテンツアシスト」の提供の全部又は一部を一時停止することが望ましいと判断した場合

2. 当社は理由の如何を問わず、「コンテンツアシスト」の提供の一時停止によって生じた利用者及び第三者の損害につき一切責任を負わないものとする。

第22条（利用中止）（略）

第23条（非常事態における利用中止）（略）

## 第七章 契約の解除

第24条（利用者が行う契約の解除）

利用者は、契約期間中に利用契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとする。この場合、通知のあった当該暦月の末日に利用契約の解除があったものとする。当社は、契約解除後速やかに「コンテンツアシスト」の提供を停止する。また、当社は、当社の判断により、当該サイト及びサイト内のデータを消去することができるものとする。

2.（略）

第25条（当社が行う契約の解除）

利用者が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用資格を取り消すことができるものであり、かつ利用契約を解除することができるものとする。

- (1) 第18条（禁止事項）の行為を行った場合
- （以下、略）

## 第八章 保守

第26条（当社の維持責任）（略）

（次ページに続く）

第27条（利用者の維持責任）（略）

## 第九章 雑則

第28条（著作権等）

利用者は、「コンテンツアシスト」を通じて提供するいかなる情報も、日本国の内外において、それを無償で非独占的に公衆送信する権利を、当社及びその関連会社に対して許諾（サブライセンス権を含む）する。なお、この条項は、他の利用者に対して当社及びその関連会社が当該コンテンツの使用許諾をすることを約束するものではない。

第29条（損害賠償及び当社の免責）（略）

第30条（秘密保持）（略）

第31条（個人情報の取扱）（略）

第32条（分離性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効とされた場合であっても、本規約の他の条項及び一部が無効とされた規定の残りの部分は、継続して完全な効力を有するものとする。

第33条（準拠法）（略）

第34条（紛争の解決）（略）

第35条（反社会的勢力の排除）（略）

以上

問3

利用規約の有効性に関する甲と乙の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 甲 「利用規約では、一般的に、個別の修正要望を受け付けないものですが、利用申込をもってすべての条項に同意したとしてよいですか。」
- 乙 「今回わが社が提供するサービスのように、不特定多数の利用者に向けてのサービスで、同一のサービス内容の提供であることが合理的な場合は、その利用規約はいわゆる約款として、利用申込をもって条項全体に同意があったとみなされることが一般的です。なお、これまで約款の取扱に関しては、民法上は明確なルールがありませんでしたが、平成29年に可決公布された改正民法においても、定型約款として明文の規定が設けられました。」
- （2） 甲 「仮に、利用規約の条項の一つが、何らかの法律違反等で無効となった場合はどうなりますか。」
- 乙 「利用規約は一体として利用者に提示され、個別の条項の修正なく契約が成立しますので、条項が一つでも無効となると、利用規約全体及びそれに基づく利用契約はその効力を失うこととなります。」
- （3） 甲 「わが社の運用ミスによってサービスが一時停止となった場合、わが社の損害賠償責任はどうなりますか。」
- 乙 「第21条第2項で、理由の如何を問わず、サービスが一時停止した場合、わが社は一切損害賠償責任を負わないと規定していますので、問題ありません。」

問4

利用規約の内容等に関する甲と乙の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 甲 「利用者には利用状況にかかわらず毎月月額利用料金を負担してもらうこととなりますが、その月額利用料金を増額改定する場合、この利用規約を修正するだけで、利用者に改定後の料金支払を求めることができますか。」
- 乙 「改定内容にかかわらず、改定さえしておけば利用者に支払義務が発生します。」
- （2） 甲 「わが社は、利用者に対して、画像レイアウト用にテンプレートを提供しています。利用者は、このテンプレートを利用して各自のウェブメディアを作成します。このテンプレートは随時変更される可能性があるのですが、例えば、利用者が改定前のテンプレートを利用して配列していた写真のサイズや位置関係が変更されて表示されるようになってしまった場合には、何か問題はありますか。」
- 乙 「わが社は、利用者から公衆送信に関する許諾を得ていますし、見た目が変わるだけですからまったく問題はありません。」
- （3） 甲 「こちらで作成したサービスの説明文書の中で実際のサービス内容と異なる内容が書かれたものを配布してしまった場合、その説明文書の内容に従わなければならないですか。」
- 乙 「実際のサービス内容と異なる内容の説明文書を配布してしまったことについての責任は問われる可能性はありますが、提供するサービスとしては利用規約通りの運用で差し支えありません。」



問5

利用規約の運用上の問題に関する甲と乙の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- (1) 甲 「わが社が、今回わが社が提供するサービスの事業を第三者に売却した場合、この契約はどうなりますか。」  
乙 「利用者の権利には譲渡禁止条項を設けていますが、運営側の権利譲渡は可能であり、当然に今回わが社が提供するサービスの契約関係がその第三者に引き継がれます。」
- (2) 甲 「利用者が、利用料金支払を遅延した場合はどうなりますか。」  
乙 「利用規約において何も規定していなければ、法定金利が遅延損害金の料率となりますが、規約上年18.25%とすると定めていますので、その料率が適用されます。」
- (3) 甲 「利用者が、今回わが社が提供するサービス上で開設したウェブページに、第三者の著作権を侵害するコンテンツを掲載し、その第三者からわが社に権利侵害の申立てがあった場合、わが社の責任はどうなりますか。」  
乙 「第18条第1号では、利用者に対して、第三者の著作権を侵害する行為を禁止することを定めており、第17条第2項では、利用者が、発信する情報につき一切の責任を負うものと定めています。もっとも、わが社がその第三者との関係で責任を免れることはありません。」

【第31回知的財産管理技能検定】

【1級実技(筆記試験)】

番号 正解

Part I

- |    |     |              |   |    |   |
|----|-----|--------------|---|----|---|
| 問1 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| 問2 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |

Part II

- |    |     |              |   |    |   |
|----|-----|--------------|---|----|---|
| 問3 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| 問4 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| 問5 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |